

## 論文の内容の要旨

論文題目 西周における法と秩序——秩序観における伝統と近代

氏名 菅原 光

本稿は、西周研究の論文であり、西周を中心的考察対象とした政治思想史の研究論文である。これまでの西周研究は、あくまでも特定の翻訳語や「軍人勅諭」の成立過程を実証することを目的としたような個別研究が主であり、西周の思想をテーマとするものは極めて少なかった。西洋思想の紹介者として概説的に扱われる他には、思想家としての西周が本格的に関心を持たれたことはなく、政治思想史の研究対象として捉えられることも極めて稀であった。

それは、一方では〈啓蒙的知識人〉と評される西周が、他方では「軍人勅諭」の基になった「勅諭稿」を著したという事実に関係している。政治的にも軍事的にも最大限に利用され、その後の日本における軍国主義化の進行に大きな影響を与えた「軍人勅諭」の草案を起草したという事実は、西周が「軍国主義の創始者」というイメージで捉えられかねないということにもつながった。代表的な〈啓蒙思想家〉として評価しようとしても、「軍人勅諭」起草者としての側面を想起すれば、それは二律背反に陥るよう思われてきたのである。従って、概説的な西周研究においては、「軍人勅諭」起草者としての側面には一言も触れることなく、〈啓蒙思想家〉としての側面のみを評価するという形が一般的であった。西周が「軍人勅諭」の起草者であるということは、西周研究史上、扱いに困る事実だったのである。西に関する先行研究の多くは、明六社での活動など、所謂〈啓蒙思想家〉としての側面を強調し評価するものであり、このような研究意図にとって、「軍人勅諭」起草者としての側面は〈啓蒙思想家〉から逸脱した〈軍国主義者〉のように見え、出来る限り無

視したい側面であったと言えよう。

しかし、〈啓蒙思想家〉としての側面のみを取り上げるということは、西周の思想のうちの一部だけを取り上げるということである。昭和期の暴走する軍国主義の源流としてイメージされかねない側面を無視しようとするこのような研究手法はしかし、いわば〈産湯と一緒に赤子を捨てる〉ようなものでもあった。そのことによって抜け落ちてしまったのは、西周の思想のうちの政治思想的な側面である。

これに対し本論文は、所謂〈啓蒙思想家〉としての側面だけでも、「軍人勅諭」起草者としての側面だけでもなく、両者を共に取り上げて西周の政治思想の総体を明らかにしようとつとめた。軍事社会論の中にも、あるいはその中にこそ、西の政治思想の重要な一端が表現されており、従来の研究はこの点を無視してきたからこそ西周の中に政治思想的な側面を見出すことができなかつたという理解が本論の出発点でもある。従来から取り上げられてきた〈啓蒙思想〉としての側面に加え、軍事社会論をも考察の俎上に載せることによって、その政治思想史的側面を明らかにすることが本稿の課題であった。

西の政治思想を読み解くためにはその軍事社会論をも加味して考察する必要があるという理解のもとに、第一章では、軍事社会論の基礎的な読解を試みた。具体的には、軍事社会論を著す時に西が直面していた時代状況、社会的背景を検討することが課題であった。そのことを確認する中で、同時代的な問題状況の中で西の発想を理解した。

第二章は、西が考えていた秩序イメージ、秩序形成の方法を明らかにすることを課題とした。西が理想視していた秩序イメージが慣習法的法システムであったことを明らかにした上で、慣習法的法システムの利点を最大限に取り入れた形で成文法的システムを作り上げようとした西の法秩序論を考察した。

それはつまり、法とは何なのか、法はどのようにして秩序を形成するのかということ、西がどう捉えていたかを検討する作業であった。西によれば、秩序が最も強固に保たれる状況とは、秩序が秩序として意識されずして守られている状況であり、それは秩序や法が完全に内面化されている状況である。西は、慣習法的システムが十全に機能している社会を、まさにそのような社会として捉えていた。そのため西は、慣習法を成文法以上に高く評価していた。しかし、明治維新直後という時代状況の中では、超長期的スパンで自然に慣習法が形成されていくのに任せるという形で秩序形成を考えるわけにはいかなかった。そこで西は、慣習法の利点を最大限に取り入れた形で成文法を作り上げ、それによって秩序を自然な形で形成し維持しようと考えていたのである。西はそのことを「政畧論」などの平常社会論によっては論じることができなかつた。その問題を論じたのは、「従命」という概念の必要性を訴える軍事社会論であった。「従命」という概念を論じる西の意図を、平常社会における法の内面化という問題、言い換えれば法を守るという無意識的な習慣という問題を軍事社会論の中で論じようとしたものとして考察を加えた。つまり、西の軍事社会論を平常社会にも適応できる規律の問題を論じたものとして検討を加えたが、そこで考察した問題は、言わば、自由な平常社会においてさえ必要な、法秩序形成のための規律

という問題であった。

第三章は、秩序を作り出すべき「法」は、そもそものようにして形成されるものとして理解されていたかに関する考察であった。西は、被治者の側の自発的な順法を引き出すために、〈仁政〉という概念とも結びつき得る形で理解された立法の原理として「功利主義」を捉えていた。これもまた法秩序の形成に関わる問題であった。

具体的には、顕教としての、〈民〉のために書かれた「人世三宝説」だけではなく、密教としての、〈君子〉のために書かれた忘れられた著作、『利学』を加味して捉え直すことにより、西の「功利主義」思想を立法の原理を提示する〈君子の哲学〉の側面を持つ思想として検討を加えた。従来の研究では、西の「功利主義」思想は、専ら西洋の「功利主義」思想の影響下に成立したものとして理解されてきたが、本論では、西が「功利主義」思想を理解するにあたって素地となった儒学的な発想を重視している。西は「功利主義」を儒学において極めて否定的な意味しか持ち得ない「功利」の主義として捉えたのではなく、「利学」や「利を大本とするの説」という言葉で認識し、あくまでも理想的な哲学として捉えていた。本論ではそれを〈君子の哲学〉と表現している。だからこそ西は、各人の利益追求の肯定としてだけではなく、立法の原理として「功利主義」を捉え得たのである。このような読解は、「人世三宝説」のみによっては不可能であり、あくまでも『利学』の読解によって初めて可能になる解釈である。西の「功利主義」思想は、民向けの消極的功利原理を説いた「人世三宝説」と君子向けの積極的功利原理を説いた『利学』とによって二段階の構成を持つものとして成立していたのである。より多くの構成員が自発的に参加するような秩序の構築に直結する形で「法」を立てることが〈君子〉の課題であるとするこのような議論は、第二章で論じた慣習法的利点を最大限に発揮できるように立法をするという発想にもつながるものであった。

第四章は、「知」によって順法を担保する発想を提示した議論として西の「宗教」論を読解する試みであった。各人の徹底的な自己利益追求は、一定のルールがない中ではかえって自己利益を阻害することにもなりかねず、だからこそ、自己利益をより十全に追求し尽くすためには競争当事者全てがお互いにルールを順守し合う方が得であるという理屈は、その理屈を理解し得る思考能力があって始めて意味を持つ。西の「宗教」論はまさに、思考能力という点に焦点を定めることによって、この課題に込んでいる部分があった。

国民個々人を自由な私益追求主体として捉える「功利主義」的発想は、従来の伝統思想が有していた道德維持機能や民を啓発する機能を掘り崩すものでもあった。法治という原則だけでは、私益追及のために脱法的な手段を用いる人々が出現することを阻止し得ないのである。そのような弊害の発生は、法治を採用するためには甘受しなければならないということを西は十分に認識していた。「功利主義」的発想、法治という原則だけでは解決し得ないこのような問題を、西は「宗教」を論じる中で解こうと試みていたのである。西は順法という問題を、民の内面から発する道德心、倫理意識によって成立するものとしてではなく、むしろ無意識的に法や秩序に従う習慣の問題として捉えるべきであると考えてい

たが、しかし、人はそういった習慣をどうやって身に付けていくのだろうか。西は十分な形ではその問題を論じきることはできなかったが、その「宗教」論は、少なくともこの問題に接近しようと努力した議論として読むことが可能であることを提示した。

以上のように本論は、軍事社会論の議論をも平常社会の原理を語ったものとして捉え直すことにより、〈啓蒙思想家〉と評されてきた側面と〈軍国主義の創始者〉と評されてきた側面とを結び付けて理解することを試みた。明治前期という時代は、平常社会における秩序形成以上に、軍事社会における秩序形成という問題こそが喫緊の課題として認識されていた。良し悪しの問題を抜きにして、旧慣に基づく秩序を持っていた平常社会とは異なり、秩序そのものがなかった軍事社会にはじめて秩序を形成することの方が、誰の目にも見えやすい、より優先されるべき課題だったのである。しかし同時に、西は平常社会における旧慣を見直し、旧慣に基づく秩序を一掃したところに、新たな成文法を意図的に作りあげ、それによって新たな秩序を形成しようとしていた。新たに秩序を求めるという点において、軍事社会と平常社会とは、同じ課題を抱えていたとも言える。軍事社会の規律を論じる西は、かつて旧慣によって維持されていた平常社会の秩序を参照していたし、平常社会における新たな秩序を形成するための方法、新たな秩序を形成するために必要な規律をいかにして作り上げるかという課題をも同時に引き受けながら論じていたのである。

つまり、西が抱えていた課題は、第一にこれまでの平常社会において実現されてきた程度の規律や秩序を軍事社会においても実現させようとする課題であり、第二に平常社会において、かつて存在していた旧慣に基づく秩序に代えて、新たに制定されるべき法に基づく新たな秩序をいかにして実現し、それを定着させていくのかという二つの課題であった。その意味で、西における軍事社会論と平常社会論は、秩序という共有の課題を抱えていたのである。

以上のような考察を通じ、本論は、これまで政治思想家としては捉えられてこなかった西周を政治思想家として捉え直し、その政治思想の総体の解明につとめた。